

やまなし共生社会推進プレイヤー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「やまなし多様性を認め合う共生社会づくり憲章（以下「憲章」という。）」に基づいて、誰もが多様性を認め合うことができる共生社会の実現を目指す「やまなし共生社会推進プレイヤーズ（以下「推進プレイヤーズ」という。）」の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本登録制度の対象者は、憲章の趣旨を理解し行動することを宣言した個人又は山梨県内に本社又は営業所等を有し、県内において事業活動を行う、法人、団体又は個人事業主であって、次の全てを満たす者とする。（国及び地方公共団体含む。）

- (1) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 重大な法令違反がないこと。

(登録)

第3条 登録の申請は、別に用意する専用サイト上で、次の内容を入力することにより行うものとする。

- (1) 憲章の趣旨を理解し、多様性を認め合う社会づくりに参画する旨の宣言
- (2) その他知事が認める事項

2 知事は、前項の内容が要件を満たすと認めるときは、当該申請者を推進プレイヤーズとして登録するとともに、申請者に対して推進プレイヤーズ登録証（別記1）を交付し、法人、団体又は個人事業主にあつては県ホームページにおいて公表するものとする。

(登録の変更と辞退)

第4条 推進プレイヤーズは、その所在地、名称又は代表者の氏名等に変更が生じたときは、登録内容変更届書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 推進プレイヤーズは、登録の辞退をしようとするときは、辞退届書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第5条 知事は、推進プレイヤーズが、次の号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条1号の宣言内容の基準を満たしていないことが明らかな場合
- (2) 偽りその他不正な手段により登録したと認められた場合
- (3) 推進プレイヤーズとして活動を行うことがないと判断される場合

(4) 公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行った場合

(5) その他知事が登録の取り消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取り消しを行った場合は、当該取り消しを受けた推進プレイヤーズへ通知するものとする。

(事務の所掌)

第6条 この要綱に関する事務は、山梨県多様性社会・人材活躍推進局男女共同参画・外国人活躍推進課において所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月7日から施行する。



YAMANASHI DIVERSITY



は、

やまなし共生社会 推進プレイヤーズ

として、「やまなし多様性を認め合う
共生社会づくり憲章」の趣旨に則り、
多様性を認め合える社会の実現に向け
て行動することを宣言します。

令和 年 月 日

(様式第1号)

年 月 日

やまなし共生社会推進プレイヤーズ 登録内容変更届書

山梨県知事 様

登録年月日 _____

【個人】

個人名 _____

電話番号 _____

【法人、団体又は個人事業主】

所在地 _____

企業名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

次のとおり登録内容を変更しますので、やまなし共生社会推進プレイヤーズ登録制度実施要綱第4条第1項の規定により届け出ます。

<変更内容・変更年月日>

変更の理由が生じた年月日： 年 月 日

変更する項目	変更前	変更後

※変更する項目が複数ある場合は、適宜行を追加してください。

(様式第2号)

年 月 日

やまなし共生社会推進プレイヤーズ 登録辞退届

山梨県知事 様

登録年月日 _____

【個人】

個人名 _____

電話番号 _____

【法人、団体又は個人事業主】

所在地 _____

企業名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

次の理由により、やまなし共生社会推進プレイヤーズの登録を辞退しますので、やまなし共生社会推進プレイヤーズ登録制度実施要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

<辞退の理由>